

新潟市ねたきり高齢者寝具乾燥事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、在宅のねたきり高齢者に対して寝具を無料で乾燥することにより、ねたきり高齢者の衛生的な生活保持と健康管理に寄与するとともに、介護に当たる家族の精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって、ねたきり高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対 象 者)

第2条 寝具乾燥の対象者（以下「対象者」という。）は介護保険制度における要介護認定において要支援者・要介護者と認定された者で、当該各号の要件を満たす者とする。

- 1)市内に住所を有する在宅の65歳以上の者。
- 2)要介護認定において調査員把握自立度がBおよびCランクの者。

(寝具乾燥サービス利用の認定)

第3条 寝具乾燥のサービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者福祉サービス申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、寝具乾燥サービス利用の認定を受けなければならない。

(認定又は却下の通知)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、利用の可否を決定の上、高齢者福祉サービス認定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実施期間)

第5条 寝具乾燥の実施期間は当該年度内に2回とし、6月から8月末日までを第1期及び12月から翌年2月末日までを第2期とする。

(サービス利用該当期間および利用有効期間)

第6条 寝具乾燥のサービス利用該当期間については、第1期は2月から7月末日までに申請した者とし、第2期は8月から翌年1月末日までに申請した者とする。

2 寝具乾燥のサービス利用有効期間は、申請時における要介護認定有効期間までとし、

以後、有効期間終了までに第3条における手続により更新するものとする。ただし、期間が年度を越える場合の更新申請の手続は、これを省略することができる。

(事業の委託)

第7条 この事業の運営は、別に市長と業者が締結する寝たきり高齢者寝具乾燥事業委託契約に基づき、事業を受託した業者（以下「受託業者」という。）が実施するものとする。

(実施の方法)

第8条 寝具乾燥サービスの実施は、受託業者が対象者の自宅を訪問し、寝具を回収する方法により行うものとする。

2 申請者は、受託業者に寝具を渡す際に、対象者が在宅である旨を在宅状況確認書（別記様式第3号）に署名することにより申告しなければならない。

3 受託業者は寝具乾燥を行った場合は、在宅状況確認書と別に定める事業実施報告書を添えて翌月10日までに市に請求するものとする。

(廃止)

第9条 市長は、対象者が第2条に規定する要件を欠くことになった場合は、高齢者福祉サービス廃止通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

ただし、廃止の理由が対象者の死亡又は市外への転出の場合には、申請者への通知を省略することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(特例)

2 第3条に基づく申請は、施行期日前においても受理することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成１３年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年３月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年１０月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１１月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

高齢者福祉サービス申請書（要介護者支援）

(宛先) 新潟市長

次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

台帳作成	☐ 新規	☐ 更新
------	-----------------------------	-----------------------------

フリガナ			生年月日	年 月 日		
本人又は申請代理人氏名（自署）			本人との関係			
申請代理人住所	〒 電話番号					

* 申請者が被保険者本人の場合は、本人の氏名のみ記入してください。

[illegible]

申請するサービスおよび該当する項目の□にレ印をつけてください。

☐ ①紙おむつ	☐ ②寝具乾燥	☐ ③訪問理美容
【対象】	【対象】 <u>(新規は対象外)</u>	【対象】
要介護度 1 ～ 5 常時おむつ必要	要支援以上	要支援 2 以上の方
保険料段階 高齢者 1 ～ 5	寝たきり度 B ・ C の方	
寝たきり度 B ・ C または		
認知症度Ⅲ ・ Ⅳ ・ M の方		

1. 私（対象者）の被保険者台帳及び受給者台帳・高齢者サービス受給者台帳を下記の事業者・市の関係機関が閲覧すること
 2. 審査の際、介護保険料台帳及び私の世帯の住民登録資料、税務資料を市の関係機関の職員が閲覧すること
 3. 紙おむつ支給事業・寝具乾燥事業実施の際、実施事業者が高齢者サービス受給者台帳を閲覧すること
 4. 上記サービスの更新申請案内については、介護認定の更新案内とともに事業者より受けること
 5. 紙おむつ支給認定者について、ごみ処理手数料の免除（ごみ袋無償配布）のため、市の関係機関に情報を提供すること
- 上記1～5に同意します。

本人又は申請代理人氏名（自署）

事業者記入欄

市事業者 コード	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	県指定事業所番号	
事業者名 所在地・連絡先	〒		電話番号

認定通知書

年 月 日 付けで申請のあったサービスに
ついては、下記のとおりです。
(対象者)
(住所)

寝具乾燥

「
内容」

年 月 日

新潟市長
()

お問い合わせ TEL

寝具乾燥について

寝具乾燥業者

1. 期間中に、上記業者が電話を
して回収に伺いますので連絡を
お待ちください。
2. 実施期間 第1期 6月～8月
 第2期 12月～2月
3. 業務内容
綿及び合成繊維寝具無料乾燥。
ア、イのいずれかを選べます。
ア. 丸洗い乾燥一式
 (敷布団1枚、掛布団1枚、
 毛布1枚(一枚もの))
イ. 殺菌乾燥一式
 (敷布団2枚、掛布団1枚、
 毛布1枚、枕1個)
- ※要介護の認定期間によって実施
期間が短くなる場合がありますので
ご注意ください。

(別記様式第3号)

在 宅 状 況 確 認 書

(年 度 第 期 分)

新潟市長

私, は, 上記期間中, 在宅にいました。

委託業者

所在地

会社名

年 月 日

(別記様式第4号)

年 月 日

様

新潟市長

高齢者福祉サービス支給決定取消通知書

年 月 日に決定のあったことについて、新潟市ねたきり高齢者寝具乾燥事業実施要綱第2条に規定する要件について欠くことが認められたため、支給の決定を取り消します。